

令和４年度、令和５年度、令和６年度において、公益財団法人特別区協議会が発注する工事の請負、設計、測量及び地質調査の契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法について次のように定める。

令和３年１０月１１日

公益財団法人特別区協議会理事長 山 崎 孝 明

## 第１ 用語の定義

この公示における用語の定義は、次による。

### １ 業種

公益財団法人特別区協議会が発注する建設工事等の種類について、別表２に定めたものをいう。

### ２ 許可

建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項の規定に基づく建設業の許可をいう。

### ３ 経審

建設業法第２７条の２３の規定に基づき国土交通大臣又は都道府県知事が行う経営事項審査をいう。

### ４ 競争入札参加資格

公益財団法人特別区協議会が発注する建設工事等の契約の競争入札に参加するための資格をいう。

競争入札参加資格を得た者は、公益財団法人特別区協議会における建設工事等の契約の競争入札参加の有資格者として、競争入札参加資格者名簿に登録する。

### ５ 申請

競争入札参加資格を得て、競争入札参加有資格者名簿に登録されることを目的として、申請を行うことをいう。

### ６ 決算日等

（１）決算日とは、次に掲げる日をいう。

ア 法人 法人税法（昭和４０年法律第３４号）第１３条に定める事業年度（以下「事業年度」という。）の終了の日

イ 個人 １２月末日

（２）決算月とは、（１）に定める決算日の属する月をいう。

（３）決算年度とは、次に掲げるものをいう。

ア 法人 事業年度

イ 個人 （１）イに定める決算日以前１年間

### ７ 審査基準日

申請を行うに当たり、基準として定める日をいう。申請は、申請日の内容によると定めた項目を除き、この審査基準日時点における内容で行わなければならない。

- (1) 経審を必要とする業種の申請をする者  
申請時において有効な経審の審査基準日（複数ある場合は、審査基準日が直近のもの）とする。
  - (2) 経審を必要としない業種のみを申請する者  
申請時直近の決算手続が終了している決算日とする。
- 8 審査対象事業年度  
審査基準日前1年間の決算年度をいう。
- 9 資格有効期間  
令和4年4月1日から令和7年3月31日までとする。  
(上記期間中に改元された場合は、上記に相当する期間を新元号に読み替えるものとする。)

## 第2 競争入札参加資格の申請

申請は、次により行わなければならない。ただし、第4の競争入札に参加することができない者のうち、1の(1)から(3)に該当する者は、申請を行うことができない（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第4の1(1)の規定に該当しない者である。以下同じ。）。

### 1 申請者の区分

申請を行うことができる者の区分は、次のとおりとする。

#### (1) 単体企業等

個人又は法人のほか、(2)に含まれない者（法人格を有する者に限る。）。

#### (2) 事業協同組合

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に定める事業協同組合をいう。

### 2 申請の条件

競争入札参加資格については、次に定める必要な条件を備えていなければならない。

#### (1) 決算に関する条件

法人の場合は、申請日時点で確定している決算があること。個人の場合は、申請日の属する年の1月1日より前に創業していること。

#### (2) 納税に関する条件

法人の場合は、審査対象事業年度の法人税、消費税及び地方消費税、個人の場合は、審査対象事業年度の所得税、消費税及び地方消費税を完納していなければならない。

#### (3) 業種ごとの条件

申請時に、別表2に記載した申請に必要な条件を満たしていなければならない。また、申請に当たり必要とする経審の種類の種類総合評定値P点を有していなければならない。

#### (4) 同時に申請することができない業種

次の表の左欄及び右欄に掲げる業種の組合せについては、同時に競争

入札参加資格を得ることができない。

	左 欄 業種番号、業種名	右 欄 業種番号、業種名
組合せその1	07 建築工事 29 コンクリート プレハブ 30 鉄骨プレハブ	08 電気工事 09 給排水衛生工事 10 空調工事 3101 解体工事 3102 ひき家 37 一般塗装 38 橋りょう塗装
組合せその2	01 道路舗装工事 02 橋りょう工事 03 河川工事 04 水道施設工事 05 下水道施設工事 06 一般土木工事 07 建築工事 08 電気工事 09 給排水衛生工事 10 空調工事	11 建築設計 12 土木設計 13 設備設計 14 測量 15 地質調査

### 第3 申請期間及び申請方法

#### 1 申請期間及び方法

申請は、特別の理由がある場合を除き、令和3年10月11日から令和3年12月17日までの間に、別記様式による申込書を総務部総務課へ提出し行わなければならない。

#### 2 申請に使用できる文字

申請に使用できる文字は、JIS第1水準及び第2水準とする。

申請内容（人名、法人名等を含む。）においてこれ以外の文字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又はひらがなに置き換えて申請を行うこと。

#### 3 申請時の提出書類

申込書には次の書類を添付しなければならない。なお、書類が日本語以外の言語により表記されている場合は、日本語訳を添付すること。

(1) 建設工事等競争入札参加資格の審査申込書

(2) 登記簿謄本（個人で商号を用いる場合にあっては商号登記簿謄本、個人で商号を用いないで営業している場合にあっては身分（身元）証明書及び後見登記等ファイルに成年被後见人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書（被補助人にあっては後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書）原本とする。）

(3) 印鑑証明書（原本とする。）

(4) 使用印鑑届（入札、契約、支払金の請求及び受領等に実印以外の印鑑を使用する場合のみ必要とする。）

(5) 委任状（入札、契約、支払金の請求及び受領等を代理人に委任する場合のみ必要とする。）

- (6) 基本カード
- (7) 業態カード
- (8) 受付票
- (9) 前回登録の受付票の写し（前回登録者のみとする。）
- (10) 経審に係る関係書類及び各通知書（写し）（必要業者のみ）
- (11) 納税証明書（申込日の直前1年間の事業年度に係る納税証明書。写しでもよい。）
- (12) 登録証明書等（営業が登録、免許又は許可を要件としている場合のみ必要とする。ただし、登録証明書等の写しでもよい。）
- (13) 財務諸表（審査基準日の直前1年間の事業年度の決算に関するもの。個人の場合にあっては貸借対照表及び損益計算書）  
※表紙に商号名称等と「消費税込」又は「消費税抜」の表記をすること。
- (14) 返信用封筒（角2サイズ。宛名及び140円切手を貼付する。）
- (15) その他必要とする書類（別に定める要領のとおりとする。）

#### 4 受付票への発行印の押印

公益財団法人特別区協議会は、申請を行い、競争入札参加資格を得た者の受付票に発行印を押印する。

#### 第4 競争入札に参加することができない者

- 1 特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
  - (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
  - (3) 暴力団等反社会的行為者を排除する措置を講ずるために、次の①から④に掲げる者
    - ① 指定暴力団員
    - ② 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
    - ③ 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの
    - ④ 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）
- 2 次のいずれかに該当する場合は競争入札に参加することができません。

一般競争入札に参加しようとするものが次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人とし使用する者についても、また同様とする。

  - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - (4) 契約の適正な履行を確保するため必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
  - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
  - (7) この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 3 次のいずれかに該当する場合は競争入札に参加することができません。
- (1) 参加者若しくは参加者の役員等が暴力団関係者であるとき又は暴力団関係者が参加者の経営に実質的に関与しているとき。
  - (2) 参加者又は参加者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。
  - (3) 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力又は関与しているとき。
  - (4) 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
  - (5) 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしたとき。

## 第5 審査結果の通知及び資格の認定の取消し

### 1 審査結果の通知

審査の結果は、審査が終了次第、当該申請を行った者に通知する。

### 2 資格の取消し

資格有効期間内に、前第4の規定に該当することとなった者については、競争入札参加資格を取り消すものとする。また、競争入札参加資格を有する者が、資格有効期間内に各業種に申請を行うために必要な条件を満たさない状態になったときは、当該業種の競争入札参加資格を取り消すことがある。

### 3 申込書及び添付書類等に、虚偽の記載等が判明した場合には、競争入札参加資格の認定を取り消すことがある。

### 4 法令等により物品の販売、役務の提供等に許可・資格・届出等が義務付けられているものについては、当然にその許可等を有していることとする。

(1) 許可等については、個別の入札案件発注の際に「〇〇の資格を所持していること」など条件提示する。入札指名等の際に許可証や証明書の提示を求めることがあるので、更新等の手続きは必ずしておくこと。

(2) 落札後に契約履行に必要な許可等のないことが判明した場合は、「入札参加禁止」等の指名制限措置を受けることがある。

(3) 許可を要件とする営業種目の許可が取消された場合について、許可が取消された場合は、速やかに該当営業種目の取消申請を行うこと。

### 5 暴力団等反社会的行為者を排除する措置を講ずるために、警視庁等捜査機関へ情報を提供、又は照会等に使用することがある。

## 第6 競争入札参加資格を有する者の名簿の閲覧

この公示に基づく競争入札参加有資格者名簿は、東京都千代田区飯田橋3丁目5番1号 東京区政会館18階総務部総務課において閲覧に供する。

## 第7 変更届

申込書の提出後に、次に掲げる事項に変動があった場合は、変更届（別に指定する様式）により速やかにその旨を届け出なければならない。

- (1) 組織
- (2) 商号又は名称
- (3) 代表者又は代理人
- (4) 所在地（代理人の所在地を含む。）
- (5) 印鑑（実印、使用印又は代理人印）
- (6) その他変更が必要な事項（別に定める要領のとおりとする。）

## 第8 その他

前第7までに記載のない内容は、別に定める申込関係書類及び記載要領を参照すること。

別表 1

## 建設業の種類及び略号

建設業の種類	略号	建設業の種類	略号	建設業の種類	略号
土木工事業	土	鋼構造物工事業	鋼	熱絶縁工事業	絶
建築工事業	建	鉄筋工事業	筋	電気通信工事業	通
大工工事業	大	舗装工事業	舗	造園工事業	園
左官工事業	左	しゅんせつ工事業	しゅ	さく井工事業	井
とび・土工工事業	と	板金工事業	板	建具工事業	具
石工事業	石	ガラス工事業	ガ	水道施設工事業	水
屋根工事業	屋	塗装工事業	塗	消防施設工事業	消
電気工事業	電	防水工事業	防	清掃施設工事業	清
管工事業	管	内装仕上工事業	内	解体工事業	解
タイル・れんが・ブロック工事業	タ	機械器具設置工事業	機		

別表 2

## 業種及び内容説明一覧表

## 【注意】

「申請に必要な条件」欄に建設業許可の種類（略号）、経審の業種（略号）が2以上示されている場合は、「61水道管更生工事」の許可を除き、いずれか1種類の許可及び経審を有していなければなりません。

業種番号	業 種 名	同時に申込みができない業種の番号	内 容 工 事 例	業態カードへの特記事項	申請に必要な条件	
					許可を受けなければならない建設業の種類（略号）	経審を受けなければならない建設業の種類（略号）
01	道路舗装工事	11 12 13 14 15	道路等の地盤面を舗装する工事 道路舗装工事、道路築造工事、路面補修工事		舗	土 舗
02	橋りょう工事	11 12 13 14 15	橋りょう工事（橋台・橋脚等の下部工事含む。鋼けた・PCけた等上部の工事は除く） 橋脚工事、橋台工事、橋りょう下部工事		土	土
03	河川工事	11 12 13 14 15	河川、海岸等の堤防や護岸等を築造する工事 護岸工事、港湾工事、防潮堤工事		土	土
04	水道施設工事	11 12 13 14 15	取水、浄水等の施設を築造する工事及び配水管等を敷設する工事 導水路工事、浄水場築造工事、導水管・配水管布設工事		水	土 水
05	下水道施設工事	11 12 13 14 15	下水道管渠（污水管のほか雨水管を含む）を敷設する工事及び、下水処理場・ポンプ所等について行う土木工事 幹線工事、枝線工事、処理場建設工事、ポンプ所建設工事		土 水	土 舗 水
06	一般土木工事	11 12 13 14 15	他の業種に該当しない土木工事 溝渠工事、造成工事、林道工事、擁壁工事、消波ブロック製作工事		土 と	土 と 舗 水
07	建築工事	08 ~ 15 3101 3102 37 38	建築物を建設又は補修する工事 学校等建築工事	施工可能分野	建	建
08	電気工事	07 11 12 13 14 15 29 30	屋内電気、受変電、送配電設備等の電気工作物を設置する工事 屋内電気設備工事、街路灯設備工事、野外照明設備工事		電	電
09	給排水衛生工事	07 11 12 13 14 15 29 30	給水、排水衛生、ガス等のための施設を設置する工事 給湯設備工事、給（排）水管取替工事、衛生器具取替工事		管	管

業種 番号	業 種 名	同時に申 込みがで きない業 種の番号	内 容		業態カー ドへの特 記事項	申請に必要な条件	
			工 事 例			許可を受けな ければなら ない建設業 の種類(略 号)	経審を受けな ければなら ない建設業 の種類(略 号)
10	空調工事	07 11 12 13 14 15 29 30	冷暖房、空気調和のための施設を設置する工 事 冷暖房設備工事、空気調和設備工事			管	管 機
11	建築設計	01 ~ 10	建築物の設計、監理及び耐震診断調査 庁舎設計、学校設計、病院設計		請負実績 分野	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録	
12	土木設計	01 ~ 10	土木工作物の設計及び監理 道路設計、橋りょう設計、上下水道設計		請負実績 分野		
13	設備設計	01 ~ 10	電気、給水衛生、空調設備等の設計及び監理 電気設備設計、機械設備設計		請負実績 分野		
14	測量	01 ~ 10	土地等の測量及び地図の調製 地上測量、深淺測量		請負実績 分野	測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定に基づく測量業者の登録	
15	地質調査	01 ~ 10	土地の土質及び地質等の調査 物理探査、ボーリング探査、電波探査、磁気探査		請負実績 分野		
16	さく井		さく井機等を用いてさく井、浅井戸築造等 を行う工事 さく井工事、浅井戸築造工事、さく孔工事			井	井
17	船舶		20トン以上の船舶の製造及び修繕		請負可能 分野及び 国内にお けるドッ ク又は船 台保有の 有無		
19	しゅんせつ 埋立て		ポンプ船を使用して、河川、港湾等の水底を しゅんせつし、その土砂で埋立てる工事 しゅんせつ土砂送泥（埋立）工事		ポンプ船 保有の有 無	しゅ	土 しゅ ※ポンプ船を保有していること
20	しゅんせつ		しゅんせつ船で、河川、港湾等の水底をしゅ んせつする工事 しゅんせつ工事		しゅんせ つ船保有 の有無	しゅ	土 しゅ ※しゅんせつ船を保有していること
21	潜かん		ケーソンを使用し、掘削しながらそのケー ソンを沈める工事 橋りょう基礎工事、排水機場基礎工事			土	土
22	軌道		高速電車、路面電車等の軌道敷設工事、改良 工事及び軌道の継目を溶接する工事 軌道敷設工事、まくらぎ交換工事、軌道改良 工事、道床交換工事、レール交換工事			土 電 鋼	土 電 鋼
23	シールド工事		シールド工法によりトンネルを構築する工事 地下鉄工事、管理設工事			土 水	土 水
24	推進工事		推進工法により管等を埋設する工事 管理設工事			土 水	土 水
25	地下鉄工事		地下鉄を構築する工事			土	土
27	造園		庭園、公園、緑地帯等の苑池を築造する工事 公園整備、植栽、水景等の工事		施工可能 分野	園	園
28	運動場施設		グラウンド、コート等の新設又は改良工事 テニスコート新設工事、競技場新設工事、野 球場改良工事			土 と	土 と



業種 番号	業 種 名	同時に申 込みがで きない業 種の番号	内 容  工 事 例	業態カー ドへの特 記事項	申請に必要な条件	
					許可を受けな ければなら ない建設業 の種類(略 号)	経審を受け なければ ならない建 設業の種 類(略号)
29	コンクリート プレハブ	08 09 10 3101 3102 37 38	PC、PS、HPC工法によるプレハブ工事 都営住宅建設工事	施工可能 分野	建	建
30	鉄骨プレハブ	08 09 10 3101 3102 37 38	上記の「29コンクリートプレハブ」に含ま れないプレハブ工事 仮設事務所建設工事	工場保有 の有無	建 ※自社で工場を保有しているこ と	建
3101	解体工事	07 29 30	既存建物等の取り壊し工事		建 と 解	建 と 解
3102	ひき家	07 29 30	既存建物等の移動工事		建 と	建 と
32	消火設備		消火設備、避難設備、消火活動等に必要な施 設を設置又は工作物に取り付ける工事 屋内消火栓設置工事、火災報知設備工事、救 助袋設置工事	施工可能 分野	消	管 機 通 消
33	電話・通信		有線及び無線等により電気通信する設備を設 置する工事 電信電話線路設備工事、鉄道通信設備工事	施工可能 分野	通	通
34	拡声装置		放送機械等を設置する工事 放送設備工事		通	通
35	畳		畳の製作、敷込み及び表替え工事		内	内
36	内装仕上		建築物の内装仕上げを行う工事 防音工事、インテリア工事		内 具	内 具
37	一般塗装	07 29 30	塗料塗材等を工作物に吹付け又は張付ける工 事（「75道路標示塗装」に含まれるものを除 く） 塗装工事		塗	塗
38	橋りょう塗装	07 29 30	橋りょう、横断歩道橋等の塗装 橋りょう塗装工事		塗	塗
39	防水		建築物の防水を行う工事	施工可能 分野	左 防	左 防
40	鉄骨架構		鋼材の加工又は組上げにより工作物を築造す る工事（橋りょう上部工事及び開門水門の開 扉設置工事を除く） 鉄骨組立工事、鉄塔工事	工場保有 の有無	鋼 ※自社で工場を保有しているこ と	鋼
41	鋼けた		鋼材の加工又は組上げにより橋りょう上部を 構築する工事 橋りょう上部工事、横断歩道橋工事	工場保有 の有無	鋼 ※自社で工場を保有しているこ と	鋼
42	PCけた		PCけたを設置する工事 橋りょう上部工事、高架道路	工場保有 の有無	土 と ※自社で工場を保有しているこ と	土 と
43	水門門扉		鋼材の加工又は組上げにより水門門扉を製作 し取り付ける工事 水門門扉改修工事	工場保有 の有無	鋼 ※自社で工場を保有しているこ と	鋼

業種 番号	業 種 名	同時に申 込みがで きない業 種の番号	内 容		業態カー ドへの特 記事項	申請に必要な条件	
			工 事 例			許可を受けなければならぬ建設業の種類(略号)	経審を受けなければならぬ建設業の種類(略号)
44	ポンプ据付け		ポンプを据付ける工事(据付けるポンプの製作を含む場合あり)			機 井	機 井
			排水機揚ポンプ据付け工事、送配水ポンプ等据付け工事				
45	水処理装置		水処理(浄水場の浄水施設や排水処理施設)のための設備及び装置を設置する工事	施工可能 分野	機 水 清	機 水 清	
			活性汚泥槽設備、浄水場洗浄設備、薬品注入設備				
46	焼却設備		焼却炉及びそれに付随する焼却機械設備の製作取付(下水汚泥の焼却設備を含む)	施工可能 分野	タ 機 清	タ 機 清	
			火葬場焼却設備、汚泥焼却設備				
47	ボイラー		ボイラーの製作及び取付		機	機	
			ボイラー設備工事(蒸気給湯)				
48	エレベーター		昇降機等の製作及び取付		機	機	
			エレベーター設置工事、エスカレータ設置工事、小荷物専用昇降機設置工事				
49	電車線架線		高速電車、路面電車等の電車線路敷設工事		電	電	
			電車線路工事				
50	地中線		電線路及び通信線路ケーブルの敷設工事		電 通	電 通	
			地中線電線路工事、ケーブル敷設工事				
51	鉄道信号装置		高速電車、路面電車等の信号保安設備工事		電 機 通	電 機 通	
			自動閉そく信号装置工事(踏切遮断機工事)、継電連動装置設備工事(転てつ機工事)				
52	計装装置		測定機器設置及び制御装置の設置等工事		機 通	機 通	
			各種制御設備、水質用計測設備、幹線遠隔計装置設備、隔側メーター設置電子計算設備(データ処理設備)				
53	沈砂池・沈澱池 機械設備工事		浄水場、下水処理場及びポンプ所等の沈砂池機械設備工事、沈澱池機械設備工事		機 水	機 水	
			沈砂池機械設備工事、沈澱池機械設備工事、汚泥濃縮槽機械設備工事、汚泥貯留槽機械設備工事、処理場・ポンプ所ろ格機整備工事、止水扉整備工事				
55	送風機機械設備 工事		下水処理場・ポンプ所の送風機機械設備工事		機	機	
			送風機設備工事、処理場機械棟送風機設備工事				
56	ばっ気槽散気設 備工事		下水処理場のばっ気槽散気設備工事		機 水	機 水	
			ばっ気槽整備工事、ハイドロリック装置散気設備工事、ばっ気槽水位調整せきその他設備工事				
57	汚泥脱水設備工 事		浄水場、汚泥処理工場の脱水設備工事		機 水	機 水	
			塩化第二鉄貯留槽整備工事、擬集混和槽整備工事				
58	消化槽機械設備 工事		汚泥消化槽機械設備工事		機	機	
			汚泥槽機械設備工事				
59	ガス貯留設備工 事		汚泥消化槽から発生するガスの貯留設備工事		機	機	
			消化ガス貯留設備工事、消火ガス燃焼設備工事				
60	公設ます工事		宅地等からの下水を公共下水道へ流入させるための公設ます工事		土 と	土 と	
			ます工事				

業種 番号	業 種 名	同時に申 込みがで きない業 種の番号	内 容		業態カー ドへの特 記事項	申請に必要な条件	
			工 事 例			許可を受けな ければなら ない建設業 の種類(略 号)	経審を受けな ければなら ない建設業 の種類(略 号)
6 1	水道管更生工事		公道下にある既設配水管内をクリーニング ライニング等を行い、管を更生させる工事 (公道を除く敷地内にある管への施工は「97 パイプライニング」)			管及び水 (両方が必要)	管 水
			配水小管更生工事				
6 2	石綿処理		吹付けアスベストの除去、封じ込め、囲い込 み工事 アスベスト除去工事、石綿撤去工事		施工可能 分野	建 と 塗 内	建 と 塗 内
						石綿障害予防規則(平成17年2月 24日厚生労働省令第21号)に定 める石綿作業主任者(特定化学 物質等作業主任者(平成18年3月 31日までに取得した者を含 む。))及び廃棄物の処理及び 清掃に関する法律(昭和45年法 律第137号)に定める特別管理産 業廃棄物管理責任者を直接的か つ恒常的に雇用していること	
6 3	機械器具設置		他の業種に含まれない機械器具の設置 機械式駐車装置設備工事、モノレール分岐装 置製作・架設工事			機	機
6 4	屋根		屋根の設置、ふき替えの工事 屋内野球場屋根設置工事			屋	屋 防 建
6 6	金網さく		窓手すり、ネット、フェンス、柵、落石防止 網等を設置する工事(「76ガードレール」に 含まれる交通安全用の防護柵を除く) 住宅窓手すり取付工事、防水スクリーン設置 工事			と 鋼	と 鋼 建
6 7	板金		板状の金属により構成された設備等の改修、 補修工事 雨樋改修工事、煙道保温その他補修工事			板	板 鋼
6 8	サッシュ		窓枠及び飾りに付ける建具類の取付、取替工 事 窓枠取替工事		施工可能 分野	具	具 建
6 9	シャッター		シャッター(よるい戸)工事 シャッター取替工事		施工可能 分野	具	具 機 建
7 0	起重機		クレーン等の製作・据付工事、改修工事及び 修繕 天井クレーン製作据付工事			機	機
7 2	冷凍・冷蔵庫 工事		冷凍庫・冷蔵庫等の据付工事、改修工事等 低温設備新設工事、低温・冷凍設備工事			管 機	管 機 絶
7 3	グラウト		地盤改良等のために地中に地中材を入れる工 事 地盤改良工事			土 と 防	土 と 防
7 4	道路標識設置		交通標識及び道路標識の設置工事 道路案内標識設置工事			土 と 電 通	土 と 電 塗 機 通
7 5	道路標示塗装		道路の路面に白線を引いたり、塗装を行っ たりする工事 溶着式道路標示塗装工事、点状高輝度路面標 示工事			塗	土 と 塗 機
7 6	ガードレール		ガードレール等の交通安全対策用の防護柵工 事 ガードフェンス設置工事			土 と	土 と

業種 番号	業 種 名	同時に申 込みがで きない業 種の番号	内 容  工 事 例	業態カー ドへの特 記事項	申請に必要な条件	
					許可を受けな ければなら ない建設業 の種類(略 号)	経審を受けな ければなら ない建設業 の種類(略 号)
77	モルタル吹付け		道路の法面保護等を目的としたモルタルの吹付けを行う工事 道路改良(法面保護)工事、進入路法面処理工事		土 左 と 防	土 左 と 防
78	植生		草花などを植える工事(「27造園」と異なり、草花の植え付けのみを行うもの) 洋芝種子吹付け工事、野芝吹付け工事		土 と 園	土 と 園
79	運動器具設置		運動器具等の設置工事 フィールドアスレチック・バスケットゴール・トリムコース新設工事		と 機 園	と 機 園
80	テレビ共聴 工事		電波障害等の影響のあるテレビを、正常に視聴可能な状態とするための工事 テレビ共同受信施設工事		通	通 電
81	防音壁・しゃ音壁		音を防いだり、しゃ断したりする壁を設置する工事 しゃ音壁設置工事、吸音版及び内装版設置工事		土 建 と	土 建 と
82	舞台装置		舞台装置等を設置する工事 舞台機構設置工事、舞台照明設備工事、ホール吊物工事		電 機	電 機 建
84	と場施設		食肉市場等のと場施設の設備工事 と場皮はぎ機改良工事、食肉センター電殺プラント設備工事、ガス麻醉設備工事		鋼 機	鋼 機 土
86	ガソリンスタンド		給油所の改修や設備の設置、取替え等を行う工事 給油取扱所改修工事		建 鋼 機	建 鋼 機 土
87	PCタンク		水源施設の貯水タンクを設置する工事 水源(配水池)築造工事、配水場建設工事		土 と	土 と
91	すべり止め 舗装		交差点の手前・坂道などの路面にブレーキがかりやすいような舗装を行う工事 路面補修(樹脂系のペイントを散布する)工事、橋面補修工事		土 舗	土 舗 塗
92	樹脂塗装		合成樹脂ペイントの塗料を使用して建物の内外、船舶、管等を塗装する工事 建物防蝕樹脂塗装工事、ライニング工事、床等補強防水工事		塗 防	塗 防
93	陸上信号機		交通信号機、交通管制機構施設等の設置などを行う工事 交通信号機更新整備工事、交通管制機構施設(制御シュミレート装置)増設工事		電 機 通	電 機 通
94	伸縮継手		橋りょう等に補強するための伸縮自在の継手を設置する工事 陸橋伸縮装置補修工事、橋りょう維持、伸縮継手取替補修工事		土 と 鋼	土 と 鋼 左 塗 機
95	鉄鋼加工		鉄鋼を加工して、施設を補修又は新設する工事 都電乗降場上屋新設工事、バス停留所上屋新設工事、上屋開閉テント工事		鋼	鋼 機 建
96	ウェルポイント		地盤中にウェルポイントを打ち込み、地下水を汲み上げて地盤の改良を行う工事 沈砂池ポンプ棟築造に伴う排水工事		土 と	土 と

業種 番号	業 種 名	同時に申 込みがで きない業 種の番号	内 容  工 事 例	業態カー ドへの特 記事項	申請に必要な条件	
					許可を受けな ければなら ない建設業 の種類(略 号)	経審を受け なければ ならない建 設業の種 類(略号)
97	パイプライ ニング		公道を除く敷地内にある給水管等の管の内側壁を耐熱材・耐薬品材などで被覆する工事 (公道下にある管の施工は「61水道管更生工事」)  学校給水管更生工事		管	管
98	脱硫・脱臭		大気汚染防止のため、ボイラー・焼却炉等から発生する排煙から硫黄酸化物や窒素酸化物を除去するための設備を設置する工事  下水処理場脱硫設備工事  *脱硫・脱臭設備に関する工事であれば該当する(例:雨水滞水地下水汚泥処理、沈砂池設備工事という件名がついていても)		機 水	機 水
<b>特殊工事(99番台)</b>						
9901	基準タンク		ダストタンク、ブライントタンク、中圧タンク等、基準タンクの据付け、加工、改造工事  ダストタンク、ブライントタンク、中圧タンク、高架水槽、LNG		鋼 機	鋼 機
9902	安全溝設置		空港滑走路、車道関係の安全溝(側溝)の工事  空港滑走路改修工事、滑走路グルーピング装置、車道(安全溝)設置工事		と	と
9904	空気搬送		空気圧による搬送設備の設置工事(エアージェーター、気送管等)  荷役機械、廃棄物運搬用パイプライン施設、廃棄物処理管路工事		機	機
9906	床版補強		橋等の床版を補強するための工事(「41鋼けた」、「42PCけた」に属するものを除く)  床版補強(補修)工事、陸橋補修工事、橋りょう上部仕上工事		土 と 鋼	土 と 鋼
9907	電源設備		バッテリー等を用いて電力を供給する設備の工事  病院無停電電源設備改修工事、道路施設整備工事電源設備改修		電 通	電 通
9908	発電設備		水・石油・太陽光等のエネルギーを電気エネルギーに変換する設備の工事  IC受配電自家発電設備工事、水車発電機製作、沿岸地域発電所設置工事		電 機	電 機
9909	電気防食		イオン化傾向を利用して水中の金属の腐食を防止する設備を設置する工事  電気防食補修工事、埠頭岸壁電気防食工事		電 塗	電 塗
9910	給湯器・浴槽設備工事		給湯器や浴槽等の設備に関する工事  住宅給湯器・浴槽改修工事		管	管
9911	床仕上		フロアパネルの貼り替え等、床仕上げを行う工事(OA通信等の配線のための床工事を含む。配線工事は「33電話・通信」)  OAフロア設置工事、フリーアクセス増設工事、床上げ工事		内	内
9912	放射線防衛		放射線を防衛するための施設を設置する工事  放射線室新設及び増改築工事		内	内

業種 番号	業 種 名	同時に申 込みがで きない業 種の番号	内 容	業態カー ドへの特 記事項	申請に必要な条件	
			工 事 例		許可を受けなければならぬ建設業の種類(略号)	経審を受けなければならぬ建設業の種類(略号)
9914	飛散防止工事		ガラス等の飛散防止のための施設を設置する工事 公会堂等施設ガラス飛散防止フィルム貼付工事		ガ 内	ガ 内
9915	ろ過層処理		水処理のためのろ過層に関する工事 ろ過池ろ過砂入替工事、ろ過池ろ過材更生工事、活性炭入替工事	施工可能 分野		
9917	厨房		厨房設備の設置、改修工事 学校厨房改修工事		管	管
9920	石工事		石材、コンクリートブロック、擬石等の加工又は積方により工作物を築造する工事又は工作物に石材を取り付ける工事 歩行者専用橋(石材)新設工事、ビル名工事(ビル名を石材に彫る)		石	石
9923	自動ドア装置		自動ドアを設置する工事		具	具
9924	強化樹脂版取付		水処理施設及び汚泥処理施設からの悪臭を防止するため、通常、ガラス繊維強化プラスチックの板で、施設の上部を覆蓋する工事 下水処理場エアレーションタンク覆板工事、浄化センター覆板工事		建 と 屋	建 と 屋
9925	医療ガス配管		酸素、窒素等、医療施設で使用するガスの配管工事 病院医療ガス配管工事		管	管
9926	高圧ガス配管		高圧ガス保安法で定める高圧ガス(特殊ガス)の配管工事 研究所特殊ガス配管工事、バルテム(中圧ガス)工事、LPGガス工事		管	管
9930	集じん装置		集じん装置(ごみ・汚泥等を集める装置)工事 処理場汚泥焼却炉灰搬出装置改良工事、焼却施設(集じん装置)建設工事、電気集じん装置工事		機 清	機 清
9933	タイル工事		橋面、デッキ面、道路面等のタイル材新設、修繕工事 タイル材使用の修繕・新設工事(橋面・デッキ面・道路面等)		タ	タ